

小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る 小売電気事業者選定プロポーザル実施要領

本事業は小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業協定書（以下「協定書」という。）に基づき、脱炭素社会の実現に向けて、小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）並びに小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「組織市」という。）が、組合のごみ焼却施設で発電した二酸化炭素排出量実質ゼロとして取り扱われる電力の地産地消事業を推進することを目的とし、令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6か月間に渡り実施するものである。

この実施要領は、地産地消事業の実施にあたり小売電気事業者を選定するため、小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る小売電気事業者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

1 本プロポーザルの対象事業概要

(1) 件名

小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業

(2) 事業目的

脱炭素社会の実現に向けて、組合及び組織市が、組合のごみ焼却施設で発電した二酸化炭素排出量実質ゼロとして取り扱われる電力の地産地消事業を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

後述する優先交渉権者は組合の余剰電力を全量買い取り、組織市が指定する公共施設へ供給すること。また、発電余剰電力が生じない、もしくは供給量に対して電力が不足する場合は事業者にて二酸化炭素排出量実質ゼロの電力を調達し、供給すること。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、優先交渉権者の企画提案図書をもとに、組合及び組織市と優先交渉権者において契約締結に向けた詳細協議及び調整を図った上で確定する。

(4) 履行期間

令和7年10月1日から令和13年3月31日まで

2 対象施設

(1) 発電側施設

東京都小平市中島町2番1号

小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設発電所 発電出力6,000kW

(2) 供給側施設

① 小平市

東京都小平市小川町2丁目1、333番地

小平市役所 外28施設

② 東大和市

東京都東大和市中心3丁目930番地

東大和市役所 外12施設

③ 武蔵村山市

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市役所 外8施設

3 提案額

(1) 発電余剰電力の売却

提案額は令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6カ月間における金額であり、様式6別添1を基に算出する。

(2) 電気の購入

提案額は令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6カ月における金額とし、様式6別添2及び3を基に算出する。ただし「2対象施設(2)供給側施設③武蔵村山市」に示す武蔵村山市役所外8施設のうち、武蔵村山市役所、武蔵村山市民総合センターと武蔵村山市公民館さいかち分館の3施設を除く6施設においては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年分とし、様式6別添2を基に算出する。なお、提案額は東京電力エナジーパートナーが定める電気需給約款(高圧 2024年4月1日付)の市場調整ゼロプランの金額以下とする。ただし燃料費調整額は0(円/kWh)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は3.49(円/kWh)で算出すること。

4 発注者

(1) 発電余剰電力の売却

小平・村山・大和衛生組合

(2) 電気の購入

① 小平市(小平市役所外28施設で使用する電気の購入)

② 東大和市(東大和市役所外12施設で使用する電気の購入)

③ 武蔵村山市(武蔵村山市役所外8施設で使用する電気の購入)

5 実施スケジュール

募集及び質問受付開始	令和6年 8月26日(月)
質問受付期限	令和6年 9月17日(火) 17:00
質問回答期限	令和6年10月 1日(火) 17:00
参加表明書兼誓約書提出期限	令和6年10月 8日(火) 17:00
参加資格審査結果通知	令和6年10月15日(火)
企画提案図書提出期限	令和6年11月12日(火) 17:00
審査選定 (書類及びプレゼンテーション)	令和6年11月20日(水)
審査選定通知	令和6年12月20日(金)(予定)

6 質問の受付

参加表明書兼誓約書(様式1)の提出にあたり、質問のある参加予定事業者は、質問書(様式3)に質問事項を記入のうえ、組合に提出する。提出方法は電子メールとする。

7 質問の回答

参加予定事業者からの質問については、全ての質問を取りまとめたものを電子メールにより全参加予定事業者に回答する。

8 実施方式

公募型プロポーザル方式

9 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たし、参加表明書兼誓約書を提出できるものであること。

- (1) 組合及び組織市の競争入札参加有資格者指名停止基準の規程による指名停止の措置を受けていないもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであり、組合及び組織市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないもの。
- (3) 組織市の市契約における暴力団等排除措置要綱などに基づく排除措置期間中でないこと。

- (4) 国税または地方税の未納がないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていること。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき、更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど。ただし、組合及び組織市が経営不振の状態を逸したと認めた場合は除く。）にないこと。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。）

10 プロポーザルへの参加申し込み

(1) 提出書類

提出書類		様式
①	参加表明書兼誓約書 以下の書類を併せて提出すること。 ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人） イ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）（商号登記している個人） ウ 身分証明書（商号登記していない個人）（写し） エ 登記されていないことの証明書（商号登記していない個人） オ 直近2会計年度の財務諸表（法人及び個人） カ 法人事業税の納税証明書（法人） キ 納税証明書（法人にあつては法人税、個人にあつては申告所得税、かつ、消費税及び地方消費税）	様式1 発行者様式 発行者様式 発行者様式 発行者様式 任意 発行者様式 発行者様式
②	小売電気登録事業者であることがわかる書面の写し	任意

(2) 配布先

上記の参加表明書兼誓約書や質問書で使用する組合指定の様式（書類）は、組合ホームページよりダウンロードする。

・組合ホームページ：<http://kmy-eiseikumiai.jp>

また「12 企画提案図書の提出」で使用する指定の様式も、組合ホームページよりダウンロードする。

(3) 提出媒体

全て紙とする

(4) 提出期限

令和6年10月8日（火）17:00まで

(5) 提出先

小平・村山・大和衛生組合 建設課

(6) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く、9:00から12:00まで
及び13:00から17:00まで)

郵送の場合、書留に限るものとし、提出期限内に必着のこと。

1.1 参加資格審査結果の通知

参加資格及び要件を満たしているかを審査し、参加表明書兼誓約書を提出したすべての事業者に対し、審査結果を記載した参加資格審査結果通知書(様式2)を書面及び電子メールにて通知する。

1.2 企画提案図書の提出

参加資格審査結果通知書において、参加資格を有することを認められた事業者は、企画提案にあたり、以下の書類を提出すること。企画提案図書とは以下「(1) 提出書類」の①から⑤について記載したものである。

(1) 提出書類(A4サイズを原則とし1部ごとフラットファイルなどに綴じて提出する。)

提出書類	提出部数		様式
	正本	副本	
① 事業者概要 ア 事業内容、企業理念などが記載されていること。	1部	10部	様式4
② 清掃工場からの電力購入実績書 ア 過去5年間に官公庁が所有する清掃工場から電力を購入した実績を全て記載すること。 (清掃工場とは地方自治体や一部事務組合が所有するごみ焼却施設を示す)	1部	10部	様式5
③ 余剰電力売却及び電力購入見積評価書 ア 見積額の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含むこと。 イ 余剰電力売却見積は、余剰電力売却単価を設定し、予定売却電力量から算出すること。 ウ 組合ごみ焼却施設の発電設備の緊急停止や突発的な発電出力低下など不足の事態を除くこと。 エ 電力購入見積は基本料金単価及び従量料金単価を設定し、各公共施設の予定使用電力量から算出すること。なお、基本料金単価及び従量料金単価は組織市3市とも統一すること。	1部		様式6

	オ 燃料費調整額は 0 (円/kWh)、再生可能エネルギー発電促進賦課金は 3.49 (円/kWh) で算出すること。組織市の供給先の力率については 100%として想定すること。			
④	<p>業務体制と実施体制、リスク想定と低減に係る方策</p> <p>ア 実施期間における実施計画などを記載すること。 (事業者特定後から事業開始までのスケジュール含む。)</p> <p>イ 需給管理体制を記載すること。</p> <p>ウ 緊急時の体制図を記載すること。</p> <p>エ 事業実施中に発生すると想定されるリスクと対応を記載すること。(リスクの低減方法も含む。)</p>	1部	10部	様式7 (実施計画については任意)
⑤	<p>小平・村山・大和衛生組合及び組織市の環境対策への提案</p> <p>ア 組合及び組織市に対し、「電力(エネルギー)の地産地消や再生可能エネルギー由来の電力、二酸化炭素を排出しない電力などによるエネルギー循環型社会及び脱炭素社会の実現」及び「SDGs(持続可能な開発目標)の達成」に向けて、組合や組織市が取り組むことができる方策などを記載すること。</p>	1部	10部	任意

- ・ 正本は、個人名又は会社名(商号)が記載されたもの
- ・ 副本は、組合が指定した名称のみを記載したもの

(2) 提出媒体

全て紙とする

(3) 提出期限

令和6年11月12日(火) 17:00まで

(4) 提出先

小平・村山・大和衛生組合 建設課

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く、9:00から12:00まで

及び13:00から17:00まで)

郵送の場合、書留に限るものとし、提出期限内に必着のこと。

(6) 提出書類の取り扱いについて

- ① 提出後の書類差し替え及び加除修正は認めない

- ② 書類は専門知識を持たない者でも理解できるように、分かりやすい内容にすること。

1.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者は、審査日（11月20日）までの間、いつでも辞退することができる。辞退する場合は、速やかに参加事業者の様式で辞退届を組合へ提出する。
- (3) 提出された企画提案図書は、返却しない。
- (4) 本プロポーザルについて情報公開請求があった場合は、組合及び組織市の情報公開条例に基づき、企画提案図書を公開することがある。
- (5) 企画提案図書で提案された内容については、当該参加事業者が優先交渉権者となった場合、仕様書に加える場合がある。
- (6) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 提出された書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 実施要領に記された条件に適合しない場合

1.4 企画提案図書の評価方法など

小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る小売電気事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）において提出された企画提案図書について、別紙「小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る小売電気事業者選定審査会審査基準」（以下、「選定基準書」という。）に基づき審査を行う。

(1) 審査

- ① 企画提案図書は、組合が指定した名称のみを記載したもの（副本）を用いる。
- ② プレゼンテーションは、企画提案図書の内容についての審査委員への説明及び質疑応答を実施する。参加事業者名は非公表とし、組合が指定した名称で行う。
- ③ プレゼンテーションは一参加事業者につき説明15分、審査員による質疑応答15分の計30分程度を予定している。
- ④ 説明にあたってパワーポイントを使用して説明する場合は、説明会場に設置している組合のスクリーン及びプロジェクタを使用することができる。
その場合、提出書類としてパワーポイントで表示される画面を印刷したものを10部、当日紙媒体で持参する。
パソコン本体など上記以外に必要な機器については、参加事業者で準備する。組合のプロジェクタとの接続については、HDMI端子とする。
- ⑤ 評価点の合計が最も高い参加事業者を、優先交渉権者とする。
- ⑥ 評価点の合計が複数の事業者で同一の場合は、価格点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。
- ⑦ ⑥により優先交渉権者が選定されない場合は、審査会会長の決するところによる。

(2) 審査結果について

- ① 審査結果の通知は、結果を記載した審査結果通知書（様式8）を参加事業者に送付すると共に送付後は組合ホームページに掲載し、公表する。
- ② 非選定となった参加事業者から求められた場合、当該参加事業者の得点を書面により送付する。

(3) その他

組合および組織市で予算が成立しない場合、優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

1.5 提出・問い合わせ先（担当者）

〒187-0033 東京都小平市中島町2番1号

小平・村山・大和衛生組合 建設課 小暮・橋本・藤田

TEL 042-341-4345

FAX 042-343-5374

E-Mail info@kmy-eiseikumiai.jp